

証券コード 5981
平成25年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋三丁目6番2号
東京製綱株式会社
取締役社長 蔵 重 新 次

第214回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第214回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋三丁目6番2号 日本橋フロント3階
3. 会議の目的事項
報告事項 (1) 第214期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第214期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社株式の大規模な取得行為への対応策（買収防衛策）更新の件 |

4. その他招集にあたっての決定事項

(1) 株主様からご提出された議決権行使書の取り扱い

本総会に関し株主様からご提出された議決権行使書面に各議案の賛否または棄権のいずれの記載もない場合は、会社提案の議案については賛成の意思表示があったものとする事とし、その旨を議決権行使書面に記載いたします。

(2) 本招集通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.tokyorope.co.jp/>) に掲載しておりますので、提供書面には記載していません。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokyorope.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## <提供書面>

### 第214期 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、欧州債務問題の長期化や中国を中心とした新興国の経済成長の鈍化などにより依然として先行き不透明な状況が続いております。

わが国経済においては、世界経済の減速に伴う景気低迷、円高の継続など厳しい状況が続いておりましたが、新政権誕生以降は円高の是正および金融政策に対する期待感によって株価が上昇するなど一部で景気回復の兆しも見えてまいりました。

このような状況のもと、当社グループでは、前期から収益が急激に悪化しているスチールコード事業の事業構造改革を推進するとともに、その他の事業においても国内製造拠点における徹底的なコスト削減を実施し、国際競争力の強化に努めてまいりましたが、太陽光関連製品（ソーワイヤ、ワイヤソー）の売上が大きく減少したことにより、当連結会計年度の売上高は65,289百万円と対前期で14.5%の減収となりました。

利益面では、ソーワイヤ、ワイヤソーの売上減少等が影響し、営業損益は3,444百万円の損失（前期は751百万円の利益）、経常損益は3,529百万円の損失（前期は383百万円の利益）となりました。

当期純損益については、スチールコード関連事業の事業構造改革費用24,176百万円を始めとする25,600百万円を特別損失として計上したため、28,827百万円の当期純損失（前期は3,374百万円の損失）と大変厳しい結果となりました。

以下、部門別の状況につき、ご説明いたします。

#### <鋼索鋼線関連>

鋼索製品は、国内においては販売数量が落ち込んだものの、海外においては中国を中心としてエレベータ用ワイヤロープの販売が前期に引き続き好調に推移したことから、売上高は増加いたしました。

鋼線製品は、海底ケーブル用鋼線の拡販に注力したものの、通信ケーブル用鋼より線およびコンクリート補強材用鋼線の販売数量が減少したことにより売上高は減少いたしました。

その他繊維製品については、東北地方の水産業に係る震災復旧需要が上期に一段落したため、水産業向けロープの売上数量が減少し、前期に比して売上高は減少いたしました。

以上の結果、当部門の売上高は、26,131百万円（対前期5.0%減）となりました。

#### <スチールコード関連>

タイヤコード製品は、国内における販売数量は前期並みに推移したものの、輸出および中国における販売数量が減少いたしました。ソーワイヤ製品は、中国における供給過剰状態が改善せず、需給バランスの悪化の影響を受けて価格、販売数量ともに下落し、ワイヤソーについても販売台数が激減したため、売上高が大幅に減少いたしました。

以上の結果、当部門の売上高は15,573百万円(対前期40.2%減)となりました。

#### <開発製品関連>

開発製品は、国内の法面関連製品の販売数量が減少した一方、主に雪害対策関連製品の販売が堅調に推移するとともに、新製品の販売が伸びいたしました。また、国内における橋梁関連の売上が増加した結果、当部門の売上高は13,522百万円(対前期6.7%増)となりました。

#### <不動産関連>

当部門の売上高は、1,185百万円(対前期1.2%増)となりました。

#### <その他>

その他では、国内の景気停滞の影響を受け、石油関連製品、自動計量器・包装機及び超硬合金製品の販売が伸び悩み、売上高は8,877百万円(対前期1.1%減)となりました。

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は27億円であります。その主なものは、鋼索鋼線部門の海外連結子会社の生産能力増強によるものであります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、借入金及び自己資金によって賅っております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループでは、スチールコード事業において、太陽光関連をはじめとする市場環境の著しい悪化が進んだこと等により、当連結会計年度において営業損失3,444百万円、経常損失3,529百万円を計上いたしました。

こうした状況下で当社は、スチールコード事業に関連する減損損失や人件費をはじめとする固定費の抜本的削減を企図した事業構造改革費用を特別損失に計上したため、当期純損失28,827百万円を計上するに至りました。

一方で当社は、主力金融機関とも相談のうえで、スチールコード事業の構造改革や人件費をはじめとする固定費の抜本的削減を織り込んだ平成25年度以降の事業見通しを立てており、黒字化の蓋然性は高いものと判断しております。この事業見通しは、コスト削減等を中心とした事業構造改革に基づく保守的な見通しであり、諸施策の実行により安定して収益を計上していく見込みであることから、各金融機関における融資資

勢に変更はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性はないと判断しております。

なお、国内及び中国のスチールコード生産工場について減損損失を計上いたしました。いずれも引き続き当社の重要な生産拠点として、更なるコスト削減に取り組むと同時に、新製品の開発・投入にも積極的に取り組んでまいり所存であります。

鋼索鋼線事業、開発製品事業におきましては、国内では平成24年度補正予算や平成25年度予算で公共事業関係費が増額され、復興・防災対策にも重点が置かれており、当社製品が貢献する機会が高まると予想されます。海外でも鋼索事業ではベトナム、開発製品事業ではロシア、カザフスタンでの成長が見込まれ、これらの需要を確実に捕捉してまいります。

当社グループは業績の回復を実現するため、引き続き「トータル・ケーブル・テクノロジーの追求」を中長期的ビジョンに掲げ、全社一体となって顧客ニーズにお応えした良質な製品の提供と同時に、コスト削減を推し進め、収益改善に尽力してまいります。

以って、株主各位のご期待にお応えしていく所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                       | 第 211 期<br>平成21年度 | 第 212 期<br>平成22年度 | 第 213 期<br>平成23年度 | 第214期 (当期)<br>平成24年度 |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 72,138            | 71,887            | 76,370            | 65,289               |
| 営業利益(または損失(△)) (百万円)      | 2,256             | 3,463             | 751               | △3,444               |
| 経常利益(または損失(△)) (百万円)      | 1,623             | 3,054             | 383               | △3,529               |
| 当期純利益(または純損失(△)) (百万円)    | 425               | 765               | △3,374            | △28,827              |
| 1株当たり当期純利益(または純損失(△)) (円) | 2.91              | 5.26              | △23.24            | △198.52              |
| 総 資 産 (百万円)               | 103,538           | 104,937           | 105,487           | 82,944               |
| 純 資 産 (百万円)               | 42,919            | 42,915            | 40,173            | 11,796               |

② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                       | 第 211 期<br>平成21年度 | 第 212 期<br>平成22年度 | 第 213 期<br>平成23年度 | 第214期 (当期)<br>平成24年度 |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 48,020            | 48,428            | 48,463            | 39,647               |
| 営業利益(または損失(△)) (百万円)      | 872               | 1,238             | △754              | △2,167               |
| 経常利益(または損失(△)) (百万円)      | 711               | 1,137             | △582              | △1,720               |
| 当期純利益(または純損失(△)) (百万円)    | 659               | △558              | △3,713            | △28,860              |
| 1株当たり当期純利益(または純損失(△)) (円) | 4.51              | △3.83             | △25.58            | △198.74              |
| 総 資 産 (百万円)               | 91,355            | 92,261            | 88,356            | 75,141               |
| 純 資 産 (百万円)               | 40,056            | 39,068            | 36,116            | 7,434                |

(6) 主要な事業内容

| 部 門         | 事 業 内 容                             |
|-------------|-------------------------------------|
| 鋼 索 鋼 線 関 連 | ワイヤロープ、各種ワイヤ製品、繊維ロープ・網等の製造・販売       |
| スチールコード関連   | タイヤ用スチールコード、ソーワイヤ、ワイヤソー、金属繊維等の製造・販売 |
| 開 発 製 品 関 連 | 道路安全施設、長大橋用ケーブル等の製造・販売及び橋梁の設計・施工    |
| 不 動 産 関 連   | 不動産賃貸                               |
| そ の 他       | 石油製品の販売、粉末冶金製品、産業機械等の製造・販売          |

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
該当する事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

(平成25年3月31日現在)

| 会社名               | 資本金            | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                      |
|-------------------|----------------|----------|------------------------------|
| 東京製網繊維ロープ株式会社     | 百万円<br>200     | 100.0%   | 繊維索・網の製造及び販売                 |
| 東網橋梁株式会社          | 400            | 100.0    | 橋梁の設計・施工                     |
| 赤穂ロープ株式会社         | 60             | 100.0    | 鋼索の製造及び販売                    |
| 日本特殊合金株式会社        | 31             | 100.0    | 粉末冶金製品の製造及び販売                |
| 株式会社新洋            | 45             | 100.0    | 鋼索・鋼線・フィルタの加工及び販売            |
| 東網商事株式会社          | 100            | 100.0    | 石油製品・高圧ガスの販売、保険代理業           |
| トーコーテクノ株式会社       | 40             | 100.0    | 土木建築工事                       |
| 長崎機器株式会社          | 100            | 100.0    | 工業用自動計量機・自動包装機等の製作・販売        |
| 株式会社東網ワイヤロープ東日本   | 50             | 80.0     | 鋼索・鋼線及び附属金具類の販売・加工           |
| 株式会社東網ワイヤロープ西日本   | 50             | 100.0    | 鋼索・鋼線及び附属金具類の販売・加工、産業用機械等の販売 |
| 東京製網海外事業投資株式会社    | 4,405          | 83.9     | 東京製網(常州)有限公司への投資             |
| 東京製網(常州)有限公司      | 8,745          | (100.0)  | スチールコード・ソーワイヤの製造及び販売         |
| 東京製網ベトナム有限責任会社    | 千US\$<br>6,000 | 100.0    | 鋼索の製造及び販売                    |
| 東京製網(常州)機械有限公司    | 百万円<br>400     | 100.0    | ワイヤソー及び産業用機械の製造及び販売          |
| 東京製網マレーシア株式有限責任会社 | 百万RM<br>72     | 100.0    | ソーワイヤの製造及び販売                 |

(注1) 当社の議決権比率における( )は間接所有によるものであります。

(注2) 当社は平成25年4月1日付の新設分割により、東網スチールコード株式会社および東網機械株式会社を新たに設立いたしました。

## (8) 主要な営業所及び工場

(平成25年3月31日現在)

|                       |        |                                                                                                                                                     |
|-----------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当 社                   | 本 社    | 東京都中央区日本橋3-6-2                                                                                                                                      |
|                       | 支 店    | 大阪（大阪市）、名古屋（名古屋市）、九州（北九州市）、札幌（札幌市）、仙台（仙台市）                                                                                                          |
|                       | 営 業 所  | 長野（長野市）、新潟（新潟市）、広島（広島市）、盛岡（盛岡市）                                                                                                                     |
|                       | 駐在員事務所 | 中華人民共和国（香港特別行政区）、カザフスタン共和国（アルマティ市）、ロシア連邦（モスクワ市）                                                                                                     |
|                       | 工 場    | 土浦工場（かすみがうら市）、堺工場（堺市）、北上工場（北上市）および和歌山分工場（和歌山市）、北上機械製作所（北上市）                                                                                         |
| 東京製網繊維ロープ株式会社         | 本 社    | 愛知県蒲郡市豊岡町中村1-1                                                                                                                                      |
| 東 網 橋 梁 株 式 会 社       | 本 社    | 栃木県下野市下古山143                                                                                                                                        |
| 赤 穂 ロ ー プ 株 式 会 社     | 本 社    | 兵庫県赤穂市坂越291                                                                                                                                         |
| 日 本 特 殊 合 金 株 式 会 社   | 本 社    | 愛知県蒲郡市豊岡町白山11-3                                                                                                                                     |
| 株 式 会 社 新 洋           | 本 社    | 東京都中央区日本橋蛸殻町1-13-7                                                                                                                                  |
| 東 網 商 事 株 式 会 社       | 本 社    | 東京都中央区日本橋蛸殻町1-13-7                                                                                                                                  |
| ト ー コ ー テ ク ノ 株 式 会 社 | 本 社    | 東京都中央区日本橋3-6-2                                                                                                                                      |
| 長 崎 機 器 株 式 会 社       | 本 社    | 長崎県西彼杵郡時津町元村郷820                                                                                                                                    |
| 株式会社東網ワイヤロープ東日本       | 本 社    | 東京都中央区日本橋3-6-2                                                                                                                                      |
| 株式会社東網ワイヤロープ西日本       | 本 社    | 大阪府堺市西区築港新町三丁30                                                                                                                                     |
| 東京製網海外事業投資株式会社        | 本 社    | 東京都中央区日本橋3-6-2                                                                                                                                      |
| 東京製網（常州）有限公司          | 本 社    | 中華人民共和国江蘇省常州市新北区河海西路328号                                                                                                                            |
| 東京製網ベトナム有限責任会社        | 本 社    | 30 VSIP II Street 3, Vietnam Singapore Industrial Park II Binh Duong Industry-Service-Urban Complex, Ben Cat District, Binh Duong Province, Vietnam |
| 東京製網（常州）機械有限公司        | 本 社    | 中華人民共和国江蘇省常州市新北区黄河西路291号                                                                                                                            |
| 東京製網マレーシア株式有限責任会社     | 本 社    | No1, Jalan SiLC1, Kawasan Perindustrian Nusa SiLC, 79200 Bandar Nusa Jaya, Johor, Malaysia                                                          |

(注) 北上工場及び北上機械製作所は平成25年4月1日付の新設分割により、それぞれ東網スチールコード株式会社及び東網機械株式会社に当社から分割承継されております。



(9) 従業員の状況 (平成25年3月31日現在)

(平成25年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数   | 前連結会計<br>年度末比増減(△) |
|--------|--------------------|
| 1,988名 | △521名              |

(注) 前連結会計年度末に比べ従業員数が521名減少しておりますが、主として希望退職を実施したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

| 区 分     | 従業員数 | 前事業年度末<br>比増減(△) | 平均年令  | 平均勤続年数 |
|---------|------|------------------|-------|--------|
| 男 子     | 729名 | △151名            | 42.0才 | 19.2年  |
| 女 子     | 93名  | △15名             | 42.2才 | 12.8年  |
| 合計または平均 | 822名 | △166名            | 42.1才 | 16.0年  |

(注1) 従業員数は、他社への出向者を除いて記載しております。

(注2) 前事業年度末に比べ従業員数が166名減少しておりますが、主として希望退職を実施したことによるものであります。

(10) 主要な借入先

(平成25年3月31日現在)

| 借入先             | 借入金残高                    |
|-----------------|--------------------------|
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 7,250 <small>百万円</small> |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行   | 4,989                    |
| 三井住友信託銀行株式会社    | 4,805                    |
| 株式会社常陽銀行        | 4,590                    |
| 株式会社三井住友銀行      | 3,459                    |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社   | 3,020                    |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成25年4月1日をもって、当社のスチールコード製造事業及び産業用機械製造事業を会社分割によって新たに設立した東綱スチールコード株式会社および東綱機械株式会社にそれぞれ承継いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

(平成25年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 162,682,420株

(注) 発行済株式の総数には自己株式が17,477,279株含まれております。

(3) 株 主 数 16,254名

(4) 大 株 主

| 株 主 名                               | 持 株 数                | 持 株 比 率           |
|-------------------------------------|----------------------|-------------------|
| 新 日 鐵 住 金 株 式 会 社                   | 11,504 <sup>千株</sup> | 7.92 <sup>%</sup> |
| 株 式 会 社 ハ イ レ ッ ク ス コ ー ポ レ ー シ ョ ン | 4,000                | 2.75              |
| 東 京 ロ ー プ 共 栄 会                     | 3,778                | 2.60              |
| 横 浜 ゴ ム 株 式 会 社                     | 2,671                | 1.84              |
| C B H K - K S D - W O O R I         | 2,591                | 1.78              |
| 朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社                 | 2,205                | 1.51              |
| 東 京 製 綱 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会         | 2,024                | 1.39              |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                 | 1,917                | 1.32              |
| 株 式 会 社 日 立 製 作 所                   | 1,900                | 1.30              |
| 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社                 | 1,808                | 1.24              |

(注) 当社は自己株式17,477,279株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はございません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当する事項はございません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況  
該当する事項はございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はございません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成25年3月31日現在)

| 地 位              | 氏 名     | 担当業務                                        | 重要な兼職の状況                                                                           |
|------------------|---------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長<br>(代表取締役) | 田 中 重 人 |                                             |                                                                                    |
| 取締役社長<br>(代表取締役) | 蔵 重 新 次 |                                             |                                                                                    |
| 常務取締役            | 萩 原 良 仁 | スチールコード事業部長                                 | 東京製綱(常州)有限公司董事長<br>東京製綱海外事業投資株式会社取締役社長<br>東京製綱(常州)機械有限公司董事長<br>東京製綱マレーシア株式有限責任会社社長 |
| 常務取締役            | 村 田 秀 樹 | 技術開発本部長兼TCT推進本部副本部長                         |                                                                                    |
| 常務取締役            | 岡 庭 憲 一 | 技術開発本部副本部長                                  |                                                                                    |
| 常務取締役            | 佐 藤 和 規 | 総務部長 人事部・環境安全防災室管掌                          |                                                                                    |
| 取 締 役            | 中 村 裕 明 | 鋼線事業部長兼技術開発本部副本部長兼経営企画部長兼購買物流部長 経理部・IT企画部管掌 |                                                                                    |
| 取 締 役            | 首 藤 洋 一 | TCT推進本部長兼TCT事業開発部長兼TCT企画室長                  |                                                                                    |
| 取 締 役            | 浅 野 正 也 | 鋼索事業部長兼技術開発本部副本部長                           | 株式会社東綱ワイヤロープ東日本取締役社長<br>東京製綱ベトナム有限責任会社社長<br>日本証券金融株式会社取締役会長                        |
| 取 締 役            | 増 渕 稔   |                                             |                                                                                    |
| 監 査 役<br>(常 勤)   | 泥 谷 正 三 |                                             |                                                                                    |
| 監 査 役            | 小田木 毅   |                                             | 弁護士<br>雪印メグミルク株式会社社外監査役<br>名古屋ビルディング株式会社取締役社長                                      |
| 監 査 役            | 山 上 純 一 |                                             |                                                                                    |
| 監 査 役            | 辰 巳 修 二 |                                             |                                                                                    |

(注1) 取締役萩原良仁氏は平成25年4月1日付で東綱スチールコード株式会社取締役社長および東綱機械株式会社取締役社長に就任しております。

(注2) 取締役のうち、増渕稔氏は社外取締役であります。

(注3) 監査役のうち、小田木毅、山上純一の両氏は社外監査役であります。

(注4) 取締役増渕稔氏及び監査役小田木毅氏は東京証券取引所及び大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(注5) 平成25年4月1日付で取締役の地位および担当または主な職務に次の通り変更がありました。

| 氏 名     | 新                                  | 旧                                           |
|---------|------------------------------------|---------------------------------------------|
| 中 村 裕 明 | 技術開発本部副本部長 経営企画部・購買物流部・経理部・IT企画部管掌 | 鋼線事業部長兼技術開発本部副本部長兼経営企画部長兼購買物流部長 経理部・IT企画部管掌 |
| 浅 野 正 也 | 鋼索鋼線事業部長兼技術開発本部副本部長                | 鋼索事業部長兼技術開発本部副本部長                           |

## (2) 事業年度中に辞任したまたは解任された取締役及び監査役

| 退任時の会社における地位 | 氏 名     | 退 任 理 由 | 異動年月日      |
|--------------|---------|---------|------------|
| 監 査 役        | 内 藤 秀 彦 | 辞 任     | 平成24年6月28日 |

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 氏 名   | 支 給 人 員 | 支 給 額   |
|-------|---------|---------|
| 取 締 役 | 12 名    | 216 百万円 |
| 監 査 役 | 5       | 42      |

(注1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会において年額300,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

(注3) 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会において年額65,000千円以内と決議いただいております。

(注4) 当社は平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退任慰労金制度を廃止し、第208回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退任慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

イ. 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

| 氏名          | 兼職の状況               | 当該他の法人等との関係                            |
|-------------|---------------------|----------------------------------------|
| 増渕 稔(社外取締役) | 日本証券金融株式会社 取締役会長    | 当社と日本証券金融株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。    |
| 山上純一(社外監査役) | 名古屋ビルディング株式会社 取締役社長 | 当社と名古屋ビルディング株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。 |

ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 氏名          | 兼職の状況             | 当該他の法人等との関係                          |
|-------------|-------------------|--------------------------------------|
| 小田木毅(社外監査役) | 雪印メグミルク株式会社 社外監査役 | 当社と雪印メグミルク株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。 |

##### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

##### ③ 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名      | 主な活動状況                                                                                                    |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 増渕 稔    | 平成24年度中に開催された取締役会全17回中16回に出席し、会社経営者としての経験と業務執行から独立した見地から、当社の経営判断が合理的で適正な意思決定となるよう有用な意見を述べております。           |
| 社外監査役 | 小田木 毅   | 平成24年度中に開催された取締役会全17回中16回および監査役会全14回全てに出席し、社外監査役としての見地に基づき経営に対する監視を行うとともに、弁護士としての専門的な立場から適宜有用な意見を述べております。 |
| 社外監査役 | 山 上 純 一 | 平成24年6月の就任後に開催された取締役会全13回および監査役会全10回全てに出席し、会社経営者としての経験及び社外監査役としての見地に基づき適宜有用な指摘を行っております。                   |

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

##### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役及び社外監査役とは、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

##### ⑤ 当社の報酬等の額

|              | 人数 | 報酬等の額 |
|--------------|----|-------|
| 社外役員の報酬等の総額等 | 4名 | 24百万円 |

##### ⑥ 当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 項 目                     | 支 払 額 |
|-------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額  | 38百万円 |
| 当社及び当社の子会社が支払うべき報酬等の合計額 | 39百万円 |

(注1) 上記の他に当社の重要な海外子会社である東京製綱（常州）有限公司他は、他の監査法人の会計監査を受けております。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会において、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反または抵触した場合、及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行うものとし、必要に応じて監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」について株主総会の付議議案とするよう取締役会に要請し、取締役会はそれを審議することといたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

### (6) 会計監査人の業務の停止に関する事項

該当する事項はありません。

### (7) 会計監査人の辞任または解任に関する事項

該当する事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保する為の体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会決議を行っております。その概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及び当社グループ各社が法令・社会規範・企業倫理を遵守することで社会に有用な存在であり続けるための指針を「東京製綱グループ企業行動指針」として制定し、周知徹底を図る。
- ロ. 環境安全防災室は、環境面・安全面での関係法令に適合した全社的な業務執行の管理を行う。
- ハ. 内部監査室は、取締役・使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反せず適切に行われているかをチェックするため業務監査を実施する。

#### ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 「取締役会規則」に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行うために、毎月最低1回取締役会を開催する。
- ロ. 職務執行の効率化と取締役会の監督機能強化を図るべく執行役員制度を導入するとともに、職務執行上の意思決定機関として経営会議を設置する。
- ハ. 日常の業務執行については「職制規程」、「職務権限裁決規程」等の業務関係諸規程に則し、規律と効率に留意すると同時に組織間の連携を確保する。
- ニ. 全社的な方向付けと効率的な職務執行の実現のために、当社グループの中期経営計画を策定し、年度経営計画に展開する。

#### ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役及び従業員が職務執行上取扱う全ての情報に関し、適切な管理体制と情報取扱手順等を「情報セキュリティ管理規程」に定め、運用する。
- ロ. 職務執行に係る情報のうち、電子媒体によるものは「電子情報システム機密保護管理規程」、その他の媒体については法令及び社内規程に従い文書及びデータの作成・保存を行い、法令・社内規程の定める保存期間が終了したものは、裁断または消去する。

#### ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、当社グループの事業上の全てのリスクに対する統制活動の手順並びに統制活動が適切に行われていることを検証し、必要に応じて是正する手順として「リスク管理規程」を制定し運用するとともに、重要な事業投融資については投融資業務規程に、重要な大規模取引等についてプロジェクト方針会議規程に基づきリスクを適切に管理する。
- ロ. 当社事業上の各種リスクが顕在化することを最小化するため「内部統制チェックリスト」を作成し、統制活動の機能を検証するため内部監査室に専任者を配置し定期的にチェックを行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社グループ各社の取締役及び従業員が法令・定款はもとより社会規範・企業倫理を遵守することにより、各社の業務執行の適正を確保するための指針として「東京製綱グループ企業行動指針」を制定し、周知徹底を図る。
  - ロ. 当社環境安全防災室は、当社グループ各社の環境・安全面にかかる業務執行が関係法令を遵守して行われるよう統括的に管理する。
  - ハ. 当社内部監査室は、当社グループ各社の取締役・使用人による職務執行が法令・定款及び社内規程に違反せず適切に行われているかをチェックするため、業務監査を実施する。
- ニ. 当社グループ各社は「職務権限決裁規程」を制定し、自ら業務執行にかかるリスクの適切な管理に努める。
- また、各社の業務執行にかかるリスクが当社グループ全体に影響を及ぼす場合のリスク管理については「東京製綱グループ決裁基準」並びに「関係会社経営管理規程」を制定し、当社経営企画部が統括的にリスク管理を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 現在、監査役の職務を補助する監査役付使用人として兼任者2名設置しているが、監査役付使用人の人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定する。
- ロ. 監査役付使用人の監査役の補助業務については業務執行上の指揮命令系統には属さずに監査役の指示命令に従うものとし、当該業務に係る人事考課等については監査役会の同意を得た上で取締役が決定する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役  
の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役への報告体制として、取締役会への出席の他、経営会議へは常勤監査役が必ず出席することで業務執行に係る重要事項の報告を兼ねる。
  - ロ. 稟議書、通達等の社内文書については監査役の判断に基づき随時閲覧できるものとし、必要な場合には取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
  - ハ. 会計監査人である新日本有限責任監査法人とは、会計監査内容について説明を受けるとともに定期的に情報交換し綿密に連繫を図る。
- ニ. 監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は必要に応じて会計監査人、顧問弁護士等の意見を求め、内部監査室より内部監査の結果の報告を受けるものとする。



## (2) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、当社グループの企業価値と株主共同利益の維持・持続的発展を実現し、株主の皆様へ還元すべき適正な利潤を獲得するためには、長年の事業活動によって培った柔軟な技術力と多様な事業構造、ブランド力、川上・川下の各取引先との強い連携といった当社グループの企業価値・株主共同利益の源泉の維持が不可欠であり、このためには株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先、従業員や地域社会といった当社グループのステークホルダーとの適切な関係を維持しつつ、社会の基盤整備への貢献を通じて当社グループの社会的存在意義を高めていく経営が必要であると考えております。

また、株式会社の支配権の移転を伴う当社株式の買付提案がなされた場合に、その買付が当社グループの企業価値・株主共同利益を高めるものかどうかを株主の皆様が適切に判断するためには、事業間のシナジー効果や当社グループの企業価値の源泉への影響を適正に把握する必要があると考えます。

当社取締役会では、以上の要請を実現することが当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方であると考えており、以上の要請を実現することなく当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えます。

### ② 基本方針実現のための取り組み

当社は、当社グループの企業価値と株主共同利益の源泉を維持し持続的に発展させるために、平成16年6月に10年後の長期ビジョンとして、「平成26年3月期の連結売上高1,000億円、経常利益率10%」等を目標に掲げて活動してまいりました。しかしながら、平成20年度後半に発生した世界金融危機による需要の縮減や、平成23年の東日本大震災の発生、超円高、欧州諸国の財政危機等、厳しい経営環境が続いたこと、とりわけ、欧州経済危機に端を発した太陽電池関連事業の急激かつ大幅な減速により、当社スチールコード事業の収益が大幅に悪化したことから、上記長期ビジョンの目標達成は実質困難な状況となりました。そこで、改めて策定した平成24・25年度の2カ年中期経営計画「TCT-II（トータル・ケーブル・テクノロジーの追求 フェーズII）」では、「事業構造改革による収益力の回復」と「トータル・ケーブル・テクノロジー企業への基礎固め」を柱として再スタートを切りましたが、想定以上の事業環境の悪化により、前期収益は計画を大幅に下回る赤字となりました。

こうした事態を受け、当社は、平成25年3月期において、国内外のスチールコード事業の抜本的構造改革を実施いたしました。これにより、平成26年3月期においては確実に黒字化を図るとともに、今後、当社の事業領域であるインフラ整備や復興・防災、環境分野での需要が期待されることから、当社製品での貢献に努めることなどにより、企業価値を高めてまいります。また、将来の成長エンジンに資する新製品の市場投入など、トータル・ケーブル・テクノロジー企業の基礎固めを引き続き推進することで、長期的かつ継続的な成長を目指します。今後、実施するスチールコード事業の更なる構造改革並びにその他事業での取り組みの概要は以下の通りであります。

#### (1) スチールコード事業における徹底的な収益改善対策の実行

前期末までの事業構造改革により、スチールコード事業の赤字は大幅に改善する見込みですが、事業の黒字化を目指して更なる構造改革を断行いたします。具体的には、①外部資本の投入及びアライアンス締結、②画期的新商品の開発・投入など、諸施策を実施し、事業構造の抜本的見直しを行ってまいります。

(2) 各事業場における徹底的な収益対策の実行

国内製造拠点の競争力強化のため、①外部調達コストの削減、②生産性の抜本的向上、③製造実力の強化を中心に、徹底的なコスト削減を実行します。

(3) 既存商品と新製品の拡販

鋼索鋼線事業においては中国および東南アジア市場における旺盛なエレベーターロープ需要に応えるためにベトナム工場を増強し、磐石な供給体制を整備します。エンジニアリング事業においては、道路関連の新商品の積極的拡販に努めるとともに、震災復興需要を確実に捕捉してまいります。

(4) 将来にわたる成長エンジンの創出に向けた取組み

石油資源開発、送電網の整備、橋梁の非破壊診断、橋梁補修等の分野において事業化に向けた製品開発を積極的に実施してまいりましたが、今後も、経営資源の選択と集中をより徹底させ、国内外における将来の成長エンジンを育ててまいります。

以上の取組みを通じて、当社グループでは、中長期的視点に立ち、当社グループの企業価値・株主共同利益の向上を目指しております。

③ 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定を支配されることを防止する取組み

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定が基本方針に照らして不適切である者によって支配されることを防止する取組みとして、平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会においてご承認を得て「当社株式の大規模な取得行為への対応策（買収防衛策）」の導入を決議いたしました。その後、平成22年6月29日開催の第211回定時株主総会においてその内容の一部を変更し更新することにつきご承認いただき発効いたしております。（以下、更新後の買収防衛策を「現行プラン」といいます。）

現行プランは、当社が発行者である株式の大量買付または公開買付を実施する場合の手続を明確化し、株主の皆様が適切な判断を行えるよう必要かつ十分な情報と時間を確保することや買付者との交渉機会を確保することで企業価値・株主共同利益の維持・向上させることを目的としております。

具体的には、当社株式の発行済株式総数の20%以上となる買付または公開買付を行おうとする者（以下、「大量買付者等」といいます。）には、事前に必要な情報を当社取締役会に提出いただき、当社取締役会が一定の検討期間を設けたうえでこれらの情報に対し意見表明や代替案等の提示、必要に応じて大量買付者等との交渉等を行うこととしており、これらの情報については適宜株主の皆様へ情報提供を行うこととしています。

また、大量買付者等と当社取締役会から提出された情報、当社取締役会の代替案等については、当社経営陣から独立した社外者のみで構成される独立委員会に提供され、独立委員会において調査・検討・審議を行い、その結果を取締役に勧告します。

独立委員会では、大量買付者等が現行プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式の大量買付等を行う場合または当社の企業価値・株主共同利益が毀損されるおそれがあると認められる場合は、対抗措置の発動（大量買付者が権利行使できない条件付の株主割当による新株予約権の無償割当）を取締役に勧告することとしています。

取締役会では、本必要情報等を検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本対抗措置を発動することを決定することがあり、その決定内容について速やかに情報開示を行います。

#### ④ 現行プランの合理性

当社取締役会では以下の理由により、現行プランが基本方針に整合し当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであり、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- i) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること  
現行プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を完全に充足している。
- ii) 株主意思を重視するものであること  
現行プランは平成22年6月開催の第211回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て3年間の有効期限を設定しております。また、有効期限内においても毎年株主総会で選任される取締役を通じて廃止することができる（いわゆるデッドハンド型ではないこと）ことから導入・廃止とも株主の皆様の意思が反映されます。
- iii) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示  
現経営陣からは独立した社外取締役、社外監査役および有識者をメンバーにより構成される独立委員会が、現経営陣による恣意的運用がないかどうか監視するとともに対抗措置の発動等について独立委員会の勧告を行うこと、独立委員会の判断の概要を含めて株主の皆様には情報開示することで現行プランが透明性をもって運営される仕組みを構築している。
- iv) 合理的な客観的要件の設定  
現行プランは対抗措置の具体的発動要件を定めているほか、発動に際しては必ず独立委員会の判断と勧告を経て行うこととしており、現経営陣による恣意的な対抗措置の発動を抑制する仕組みを構築している。

(注1) 上記は現在発効している買収防衛策の概要を示しております。詳しい内容につきましては当社ウェブサイト (<http://www.tokyorope.co.jp/ir/pdf/20100521.pdf>) をご参照ください。

(注2) 現行プランは平成25年6月27日開催予定の当社第214回定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となります。そのため、同総会において現行プランの更新を議案として上程いたします。詳しくは株主総会参考書類第4号議案のページをご参照ください。

#### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会が定めることができる旨を定款で定めております。取締役会では剰余金の配当等の実施の決定は、以下の方針に基づき実行しております。

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題と位置づけております。

利益配当については、各期の連結業績に応じた利益の分配を基本として、新規事業展開・新製品開発、生産販売体制の整備等といった将来的な企業価値向上に要する内部資金需要の状況や、当社の業績、財務状況等、更には安定・継続的な株主還元の実現等を総合的に考慮して決定することとしております。

当期につきましては、先にご報告申し上げた通り大幅な赤字決算を計上することとなり、誠に不本意ではございますが無配といたしました。株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。引き続き全社をあげて業績の回復に取り組み、早期に復配できますよう努力してまいります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部              |               |
|--------------------|---------------|----------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目                  | 金 額           |
|                    | 百万円           |                      | 百万円           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>35,427</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>49,912</b> |
| 現金及び預金             | 5,499         | 支払手形及び買掛金            | 13,354        |
| 受取手形及び売掛金          | 15,733        | 短期借入金                | 29,061        |
| 商品及び製品             | 4,608         | 未払費用                 | 2,998         |
| 仕掛品                | 3,853         | 賞与引当金                | 781           |
| 原材料及び貯蔵品           | 3,705         | その他                  | 3,716         |
| 繰延税金資産             | 985           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>21,235</b> |
| その他                | 1,241         | 長期借入金                | 7,142         |
| 貸倒引当金              | △199          | リース債務                | 1,590         |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>47,503</b> | 繰延税金負債               | 34            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>35,159</b> | 再評価に係る繰延税金負債         | 5,326         |
| 建物及び構築物            | 8,943         | 退職給付引当金              | 4,285         |
| 機械装置及び運搬具          | 4,754         | 役員退職慰労引当金            | 184           |
| 土地                 | 19,862        | 資産除去債務               | 527           |
| リース資産              | 1,136         | 長期前受収益               | 10            |
| 建設仮勘定              | 150           | その他                  | 2,133         |
| その他                | 312           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>71,147</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>318</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>     |               |
| 投資その他の資産           | 12,025        | <b>株 主 資 本</b>       | <b>△1,682</b> |
| 投資有価証券             | 8,055         | 資 本 金                | 15,074        |
| 繰延税金資産             | 1,543         | 資 本 剰 余 金            | 8,574         |
| その他                | 4,229         | 利 益 剰 余 金            | △22,058       |
| 貸倒引当金              | △1,802        | 自 己 株 式              | △3,272        |
| <b>繰 延 資 産</b>     | <b>12</b>     | その他の包括利益累計額          | 11,420        |
|                    |               | その他有価証券評価差額金         | 975           |
|                    |               | 土地再評価差額金             | 10,009        |
|                    |               | 為替換算調整勘定             | 435           |
|                    |               | <b>少 数 株 主 持 分</b>   | <b>2,059</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>82,944</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>11,796</b> |
|                    |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>82,944</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

| 科 目                         | 金 額    | 金 額    |
|-----------------------------|--------|--------|
|                             | 百万円    | 百万円    |
| 売 上 高                       |        | 65,289 |
| 売 上 原 価                     |        | 57,864 |
| 売 上 総 利 益                   |        | 7,425  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |        | 10,869 |
| 営 業 外 収 入                   |        | 3,444  |
| 受 取 利 息                     | 29     |        |
| 受 取 配 当 金                   | 197    |        |
| 為 替 差 益 他                   | 153    |        |
| 営 業 外 費 用                   | 281    | 661    |
| 支 払 利 息 他                   | 535    |        |
| 経 常 損 失                     | 211    | 747    |
| 特 別 利 益                     |        | 3,529  |
| 特 別 損 失                     | 530    | 530    |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損           | 0      |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損           | 2      |        |
| 事 業 構 造 改 革 費 用 他           | 24,176 |        |
| そ の 他                       | 1,422  | 25,600 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失       |        | 28,599 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 436    |        |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 688    | 1,125  |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 損 失 |        | 29,724 |
| 少 数 株 主 損 失                 |        | 897    |
| 当 期 純 損 失                   |        | 28,827 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

|                     | 株 主 資 本 |       |         |         |         |
|---------------------|---------|-------|---------|---------|---------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金   | 自 己 株 式 | 株主資本合計  |
|                     | 百万円     | 百万円   | 百万円     | 百万円     | 百万円     |
| 当 期 首 残 高           | 15,074  | 8,575 | 6,290   | △3,271  | 26,668  |
| 当 期 変 動 額           |         |       |         |         |         |
| 剰 余 金 の 配 当         | —       | —     | △363    | —       | △363    |
| 当 期 純 損 失           | —       | —     | △28,827 | —       | △28,827 |
| 自 己 株 式 の 取 得       | —       | —     | —       | △2      | △2      |
| 自 己 株 式 の 処 分       | —       | △0    | —       | 1       | 1       |
| 土地再評価差額金の取崩         | —       | —     | 841     | —       | 841     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | —       | —     | —       | —       | —       |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —       | △0    | △28,349 | △0      | △28,350 |
| 当 期 末 残 高           | 15,074  | 8,574 | △22,058 | △3,272  | △1,682  |

|                     | その他の包括利益累計額               |                     |                     |          |                    | 少数株主持分 | 純資産合計   |
|---------------------|---------------------------|---------------------|---------------------|----------|--------------------|--------|---------|
|                     | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 差 額 | 繰 上 延<br>損 ツ ジ<br>益 | 土 地<br>再 評 価<br>差 額 | 地 価<br>金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 |        |         |
|                     | 百万円                       | 百万円                 | 百万円                 | 百万円      | 百万円                | 百万円    | 百万円     |
| 当 期 首 残 高           | 482                       | 1                   | 10,851              | △733     | 10,600             | 2,905  | 40,173  |
| 当 期 変 動 額           |                           |                     |                     |          |                    |        |         |
| 剰 余 金 の 配 当         | —                         | —                   | —                   | —        | —                  | —      | △363    |
| 当 期 純 損 失           | —                         | —                   | —                   | —        | —                  | —      | △28,827 |
| 自 己 株 式 の 取 得       | —                         | —                   | —                   | —        | —                  | —      | △2      |
| 自 己 株 式 の 処 分       | —                         | —                   | —                   | —        | —                  | —      | 1       |
| 土地再評価差額金の取崩         | —                         | —                   | △841                | —        | △841               | —      | —       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 492                       | △1                  | —                   | 1,169    | 1,661              | △846   | 814     |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 492                       | △1                  | △841                | 1,169    | 819                | △846   | △28,377 |
| 当 期 末 残 高           | 975                       | —                   | 10,009              | 435      | 11,420             | 2,059  | 11,796  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月20日

東京製綱株式会社  
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 甘楽眞明 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村山 孝 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京製綱株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京製綱株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部              |               |
|------------------------|---------------|----------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                  | 金 額           |
|                        | 百万円           |                      | 百万円           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>28,695</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>40,993</b> |
| 現金及び預金                 | 2,688         | 支払手形                 | 145           |
| 受取手形                   | 798           | 買掛金                  | 9,947         |
| 売掛金                    | 9,758         | 短期借入金                | 25,831        |
| たな卸資産                  | 6,734         | 賞与引当金                | 530           |
| 繰延税金資産                 | 849           | その他の                 | 4,537         |
| 短期貸付金                  | 6,385         |                      |               |
| その他の                   | 1,640         | <b>固 定 負 債</b>       | <b>26,713</b> |
| 貸倒引当金                  | △160          | 長期借入金                | 5,725         |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>46,446</b> | リース債務                | 1,553         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>31,819</b> | 退職給付引当金              | 3,688         |
| 建物及び構築物                | 8,059         | 関係会社事業損失引当金          | 7,804         |
| 機械装置                   | 2,823         | 再評価に係る繰延税金負債         | 5,303         |
| 土地                     | 19,604        | 資産除去債務               | 512           |
| リース資産                  | 1,084         | 長期前受賃料               | 10            |
| 建設仮勘定                  | 54            | その他の                 | 2,115         |
| その他の                   | 193           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>67,707</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>162</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>     |               |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>14,465</b> | <b>株 主 資 本</b>       | <b>△2,407</b> |
| 投資有価証券                 | 6,376         | 資 本 金                | 15,074        |
| 関係会社株式                 | 2,730         | 資 本 剰 余 金            | 8,574         |
| 関係会社出資金                | 1,898         | 資 本 準 備 金            | 5,539         |
| 長期貸付金                  | 1,276         | その他資本剰余金             | 3,035         |
| 繰延税金資産                 | 1,286         | 利 益 剰 余 金            | △22,783       |
| その他の                   | 1,975         | その他利益剰余金             | △22,783       |
| 貸倒引当金                  | △1,079        | 繰越利益剰余金              | △22,783       |
|                        |               | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△3,272</b> |
|                        |               | 評価・換算差額等             | 9,842         |
|                        |               | その他有価証券評価差額金         | 1,003         |
|                        |               | 土地再評価差額金             | 8,839         |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>75,141</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>7,434</b>  |
|                        |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>75,141</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

| 科 目                         | 金 額    | 金 額    |
|-----------------------------|--------|--------|
|                             | 百万円    | 百万円    |
| 売 上 高                       |        | 39,647 |
| 売 上 原 価                     |        | 35,192 |
| 売 上 総 利 益                   |        | 4,455  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |        | 6,622  |
| 営 業 損 失                     |        | 2,167  |
| 営 業 外 収 益                   |        |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金           | 398    |        |
| 固 定 資 産 賃 貸 料               | 114    |        |
| 為 替 差 益                     | 158    |        |
| そ の 他                       | 188    | 859    |
| 営 業 外 費 用                   |        |        |
| 支 払 利 息                     | 241    |        |
| 賃 貸 費 用                     | 84     |        |
| そ の 他                       | 86     | 412    |
| 経 常 損 失                     |        | 1,720  |
| 特 別 利 益                     |        |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 530    | 530    |
| 特 別 損 失                     |        |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損           | 0      |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損           | 0      |        |
| 事 業 構 造 改 革 費 用             | 10,179 |        |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 7,804  |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損           | 7,880  |        |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損         | 399    |        |
| そ の 他                       | 730    | 26,995 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失             |        | 28,185 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 48     |        |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 625    | 674    |
| 当 期 純 損 失                   |        | 28,860 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

|                     | 株 主 資 本   |           |               |               |                 |           |               |           |             |
|---------------------|-----------|-----------|---------------|---------------|-----------------|-----------|---------------|-----------|-------------|
|                     | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |               |               | 利 益 剰 余 金       |           |               | 自 己 株 式   | 株 主 資 本 合 計 |
|                     |           | 資 準 備 金   | そ の 他 資 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |           | 利 益 剰 余 金 合 計 |           |             |
| 別 途 積 立 金           | 繰 上 積 立 金 | 繰 上 積 立 金 | 繰 上 積 立 金     | 繰 上 積 立 金     | 繰 上 積 立 金       | 繰 上 積 立 金 | 繰 上 積 立 金     | 繰 上 積 立 金 |             |
|                     | 百万円       | 百万円       | 百万円           | 百万円           | 百万円             | 百万円       | 百万円           | 百万円       | 百万円         |
| 当 期 首 残 高           | 15,074    | 5,539     | 3,035         | 8,575         | 4,500           | 1,098     | 5,598         | △3,271    | 25,975      |
| 当 期 変 動 額           |           |           |               |               |                 |           |               |           |             |
| 剰余金の配当              | —         | —         | —             | —             | —               | △363      | △363          | —         | △363        |
| 別途積立金の取崩            | —         | —         | —             | —             | △4,500          | 4,500     | —             | —         | —           |
| 当期純損失               | —         | —         | —             | —             | —               | △28,860   | △28,860       | —         | △28,860     |
| 自己株式の取得             | —         | —         | —             | —             | —               | —         | —             | △2        | △2          |
| 自己株式の処分             | —         | —         | △0            | △0            | —               | —         | —             | 1         | 1           |
| 土地再評価差額金の取崩         | —         | —         | —             | —             | —               | 841       | 841           | —         | 841         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | —         | —         | —             | —             | —               | —         | —             | —         | —           |
| 当期変動額合計             | —         | —         | △0            | △0            | △4,500          | △28,381   | △28,381       | △0        | △28,383     |
| 当 期 末 残 高           | 15,074    | 5,539     | 3,035         | 8,574         | —               | △22,783   | △22,783       | △3,272    | △2,407      |

|                     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |           |       |                 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|-------------------------|-----------|-------|-----------------|-----------|
|                     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 上 積 立 金 | 延 滞 益 | 土 地 再 評 価 差 額 金 |           |
|                     | 百万円                     | 百万円       | 百万円   | 百万円             | 百万円       |
| 当 期 首 残 高           | 458                     | 1         | 9,680 | 10,140          | 36,116    |
| 当 期 変 動 額           |                         |           |       |                 |           |
| 剰余金の配当              | —                       | —         | —     | —               | △363      |
| 別途積立金の取崩            | —                       | —         | —     | —               | —         |
| 当期純損失               | —                       | —         | —     | —               | △28,860   |
| 自己株式の取得             | —                       | —         | —     | —               | △2        |
| 自己株式の処分             | —                       | —         | —     | —               | 1         |
| 土地再評価差額金の取崩         | —                       | —         | △841  | △841            | —         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 544                     | △1        | —     | 543             | 543       |
| 当期変動額合計             | 544                     | △1        | △841  | △298            | △28,681   |
| 当 期 末 残 高           | 1,003                   | —         | 8,839 | 9,842           | 7,434     |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月20日

東京製綱株式会社  
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 甘楽眞明 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村山 孝 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京製綱株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第214期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第214期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役からの監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所その他主要な子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月21日

東京製綱株式会社 監査役会  
常勤監査役 泥谷 正三 ㊟  
社外監査役 小田木 毅 ㊟  
社外監査役 山上 純一 ㊟  
監査役 辰巳 修二 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条の目的事項に追加を行うものであります。  
変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                             | 変更案                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。<br>1. ～8. (条文省略)<br>(新設)<br><u>9.</u> 前各号に関連する事業 | (目的)<br>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。<br>1. ～8. (現行どおり)<br><u>9.</u> <u>発電び売電に関する事業</u><br><u>10.</u> 前各号に関連する事業 |

### 第2号議案 取締役9名選任の件

現任取締役10名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。経営体制の効率化のために1名減員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | たなか しげと<br>田中 重人<br>(昭和18年1月14日生) | 昭和42年4月 富士製鐵株式会社入社<br>平成11年4月 新日本製鐵株式会社取締役大阪支店長<br>平成13年4月 同社取締役、当社顧問<br>平成13年6月 当社取締役副社長<br>平成14年4月 当社取締役社長執行役員<br>平成22年6月 当社取締役会長執行役員<br>現在に至る                                                                                                                         | 298,000株   |
| 2     | くらしげ しんじ<br>蔵 重新次<br>(昭和21年7月9日生) | 昭和47年4月 当社入社<br>平成12年2月 ATR Wire & Cable Co., Inc. 取締役社長<br>平成17年6月 当社常務執行役員東京製綱(常州)有限公司董事兼総経理<br>平成19年6月 当社常務取締役執行役員技術開発本部長兼東京製綱(常州)有限公司董事<br>平成22年6月 当社常務取締役執行役員TCT推進本部長<br>平成23年6月 当社専務取締役執行役員TCT推進本部長<br>平成24年6月 当社取締役社長執行役員TCT推進本部長<br>平成24年9月 当社取締役社長執行役員<br>現在に至る | 126,000株   |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                    | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | はぎわら よしひと<br>萩原 良仁<br>(昭和23年9月23日生) | 昭和47年4月 当社入社<br>平成14年6月 当社取締役執行役員エンジニアリング事業部長<br>平成20年4月 当社常務取締役執行役員エンジニアリング事業部長<br>平成24年10月 当社常務取締役執行役員スチールコード事業部長<br>現在に至る<br>平成24年12月 東京製綱(常州)有限公司董事長兼東京製綱海外事業投資株式会社取締役社長兼東京製綱(常州)機械有限公司董事長兼東京製綱マレーシア株式会社有限責任会社会長<br>現在に至る<br>平成25年4月 東綱スチールコード株式会社取締役社長兼東綱機械株式会社取締役社長<br>現在に至る<br>[重要な兼職の状況]<br>東京製綱(常州)有限公司董事長<br>東京製綱海外事業投資株式会社取締役社長<br>東京製綱(常州)機械有限公司董事長<br>東京製綱マレーシア株式会社有限責任会社会長<br>東綱スチールコード株式会社取締役社長<br>東綱機械株式会社取締役社長 | 113,000株       |
| 4         | むらた ひでき<br>村田 秀樹<br>(昭和26年10月10日生)  | 昭和49年4月 当社入社<br>平成14年6月 当社取締役執行役員土浦工場長<br>平成19年4月 当社取締役執行役員鋼索鋼線事業部長<br>平成20年4月 当社常務取締役執行役員鋼索鋼線事業部長<br>平成22年6月 当社常務取締役執行役員技術開発本部長<br>平成23年6月 当社常務取締役執行役員技術開発本部長兼TCT推進本部副本部長<br>現在に至る                                                                                                                                                                                                                                             | 102,000株       |
| 5         | さとう かずのり<br>佐藤 和規<br>(昭和26年8月10日生)  | 昭和45年10月 当社入社<br>平成18年4月 当社コーポレート統括本部総務部長<br>平成20年4月 当社執行役員コーポレート統括本部総務部長<br>平成21年6月 当社取締役執行役員コーポレート統括本部総務部長<br>平成23年6月 当社取締役執行役員総務部長、人事部・環境安全防災室管掌<br>平成24年6月 当社常務取締役執行役員総務部長、人事部・環境安全防災室管掌<br>現在に至る                                                                                                                                                                                                                           | 59,000株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6     | なかむら ひろあき<br>中村 裕明<br>(昭和30年2月4日生)  | 昭和54年4月 当社入社<br>平成14年6月 東京製綱スチールコード株式会社製造部長<br>平成18年7月 東京製綱ベトナム有限責任会社社長<br>平成22年4月 当社鋼索鋼線事業部副事業部長兼営業本部統括部長<br>平成23年6月 当社執行役員鋼線事業部長<br>平成24年6月 当社取締役執行役員鋼線事業部長兼経営企画部長、購買物流部長、経理部・IT企画部管掌<br>平成24年7月 当社取締役執行役員鋼線事業部長兼技術開発本部副本部長兼経営企画部長兼購買物流部長、経理部・IT企画部管掌<br>平成25年4月 当社取締役執行役員技術開発本部副本部長 経営企画部・経理部・IT企画部・購買物流部管掌<br>現在に至る                                   | 23,000株    |
| 7     | しゅとう よういち<br>首藤 洋一<br>(昭和31年9月14日生) | 昭和54年4月 当社入社<br>平成19年4月 東京製綱繊維ロープ株式会社商品開発部長<br>平成21年6月 当社新事業推進本部副本部長<br>平成22年6月 当社TCT推進本部副本部長兼CFCCプロジェクト班長<br>平成23年6月 当社執行役員TCT推進本部副本部長兼TCT事業開発部長<br>平成24年6月 当社取締役執行役員TCT推進本部副本部長兼TCT事業開発部長<br>平成24年7月 当社取締役執行役員TCT推進本部副本部長兼TCT事業開発部長兼TCT企画室長<br>平成24年9月 当社取締役執行役員TCT推進本部長兼TCT事業開発部長兼TCT企画室長<br>現在に至る                                                     | 20,000株    |
| 8     | あさの まさや<br>浅野 正也<br>(昭和35年2月23日生)   | 昭和58年4月 当社入社<br>平成14年4月 当社土浦工場製造部長<br>平成21年8月 当社コーポレート統括本部人事部長兼経営企画室部長<br>平成23年6月 当社執行役員鋼索事業部長<br>平成23年7月 東京製綱ベトナム有限責任会社社長<br>現在に至る<br>平成24年6月 当社取締役執行役員鋼索事業部長<br>平成24年7月 当社取締役執行役員鋼索事業部長兼技術開発本部副本部長<br>平成24年10月 株式会社東綱ワイヤロープ東日本取締役社長<br>現在に至る<br>平成25年4月 当社取締役執行役員鋼索鋼線事業部長兼技術開発本部副本部長<br>現在に至る<br>[重要な兼職の状況]<br>東京製綱ベトナム有限責任会社社長<br>株式会社東綱ワイヤロープ東日本取締役社長 | 19,000株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 9     | ますぶち<br>増 潤 稔<br>(昭和18年11月3日生) | 昭和41年4月 日本銀行入行<br>平成10年7月 同行理事<br>平成14年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社特別顧問<br>平成16年6月 日本証券金融株式会社取締役社長<br>平成22年6月 当社社外取締役<br>現在に至る<br>平成24年6月 日本証券金融株式会社取締役会長<br>現在に至る<br>[重要な兼職の状況]<br>日本証券金融株式会社取締役会長 | 9,000株     |

(注1) 候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。

1. 取締役候補者萩原良仁氏は、当社連結子会社である東京製綱(常州)有限公司の董事長、東京製綱海外事業投資株式会社の取締役社長、東京製綱(常州)機械有限公司の董事長、東京製綱マレーシア株式有限責任会社の会長、東綱スチールコード株式会社の取締役社長及び東綱機械株式会社の取締役社長を兼務しており、当社と上記6社は競業関係にあります。
2. 取締役候補者浅野正也氏は、当社連結子会社である東京製綱ベトナム有限責任会社の会長及び株式会社東綱ワイヤロープ東日本の取締役社長を兼務しており、当社と当該連結子会社は競業関係にあります。
3. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注2) 取締役候補者増潤稔氏は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は増潤稔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注3) 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について

1. 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について
  - ① 増潤稔氏は、会社経営者としての豊富な経験を有し、かつ金融の専門家としての幅広い実績と識見を有しており、それらを当社の経営に活かしていただきたいことから社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - ② 増潤稔氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
  - ③ 増潤稔氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
  - ④ 増潤稔氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  - ⑤ 増潤稔氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
  - ⑥ 増潤稔氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
2. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について  
増潤稔氏が在任中の日本証券金融株式会社は、平成19年12月に一部の銘柄に係る品貸入札における不公正な入札調整等の業務運営がなされているとして金融庁より業務改善命令を受けております。
3. 社外取締役との責任限定契約について  
当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者増潤稔氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、本総会において増潤稔氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。  
その契約内容の概要は次のとおりであります。
  - ・ 社外取締役が任務を怠ったことよって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。



### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| あずま きよたか<br>東 聖高<br>(昭和24年9月18日生) | 昭和48年4月 株式会社第一勧業銀行入行<br>平成13年6月 同行執行役員人事室長<br>平成14年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員<br>平成18年4月 清水建設株式会社常務執行役員<br>平成21年6月 日本電設工業株式会社監査役<br>現在に至る<br>平成21年6月 株式会社ユウシュウ建物取締役社長<br>現在に至る<br>平成22年6月 清和綜合建物株式会社監査役<br>現在に至る<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社ユウシュウ建物取締役社長 | 0株         |

- (注1) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 東聖高氏は社外監査役候補として選任するものであります。
- (注3) 補欠監査役候補者東聖高氏は、社外監査役候補者であります。
- (注4) 補欠の社外監査役候補者とする理由  
東聖高氏は、会社経営者としての経験を有しており、その経験を監査役に選任された場合に、当社の監査体制の強化に活かして頂くため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (注5) 候補者の選任については、その就任前に、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議によって取り消すことができるものとします。
- (注6) 社外監査役との責任限定契約について  
当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者東聖高氏は、当社社外監査役就任後、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。  
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・上記の責任限度が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 第4号議案 当社株式の大規模な取得行為への対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成19年6月28日開催の第208回定時株主総会において株主の皆様のご承認のもと「当社株式の大規模な取得行為への対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。その後、平成22年6月29日開催の当社第211回定時株主総会において買収防衛策の更新（更新後の買収防衛策を「現行プラン」といいます。）を株主の皆様にご承認いただきましたが、現行プランは、本総会終結の時をもって失効することとなります。

この現行プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成25年5月23日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として現行プランを更新し（以下、「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）、本総会において改めて株主の皆様のご承認をいただき3年間更新することを決議いたしました。

なお、本更新による現行プランから本プランへの更新にあたり、一部語句の修正・整理を行っておりますが、基本的なスキームについて現行プランからの変更はございません。

##### 1. 提案の理由

当社は、当社株式の大量買付を行うことが当社の企業価値・株主共同利益に資するものであればこれを否定するものではありません。また、仮に株式会社への支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合においても、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として相応しいかどうかの最終判断は株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、過去の例から見ても明らかなように、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同利益を明白に侵害するもの、株主に実質的に株式の売却を強要するもの、対象会社の取締役会や株主に当該大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報が与えられない結果、株主の適正な判断を阻害するもの、対象会社の企業価値や株主共同利益をより有利にするための交渉時間が確保できないもの等、結果的に対象会社の企業価値・株主共同利益に資さないものも少なくありません。

そのため本プランでは、上述の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、若しくは必要に応じて当社取締役会が株主の皆様への代替案提案のための情報や時間を確保し、または大量買付者等(以下に定義します。)からより良い条件を確保するための交渉を行うこと等を目的としております。

##### 2. 本プランの内容

###### (1) 対象となる大量買付等

本プランは、当社株式の買付け若しくは買付けの提案のうち、以下の①または②に該当する場合を適用対象とします(以下、買付け若しくは買付けの提案を「大量買付等」といい、大量買付等を行う者を「大量買付者等」といいます。)

①当社が発行する株券等注1について、保有者注2の株券等保有割合注3が20%以上となる買付等

②当社が発行する株券等注4について、公開買付け注5を行なう者の株券等所有割合注6およびその特別関係者注7の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

###### (2) 本プランの定める手続き

本プランは大量買付者等に対し、事前に当該大量買付等に関する情報の提供を求め、これについて当社経営陣が検討し、必要に応じて意見表明や代替案等を提示するための検討期間を確保し、また大量買付者等との交渉等を行っていくための手続きを定めています。その具体的内容は以下の通りです。

###### ①意向表明書の提出

大量買付者等には、大量買付等の実行または提案に先立ち、当社代表取締役社長宛に本プランに従うことの誓約と次の内容を日本語にて記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)をご提出いただきます。

- イ. 大量買付者等の氏名または名称および住所または所在地
- ロ. 代表者の氏名
- ハ. 法人の場合の設立準拠法
- ニ. 国内連絡先
- ホ. 大量買付者等の事業目的、事業の内容、大株主または大口出資者の概要
- ヘ. 大量買付等の内容・目的等の概要

②大量買付者等への情報提供要求

大量買付者等には、当社取締役会が大量買付等に同意している場合を除き、当社に対して当該買付等を実施する前に次のイ. ～チ. の各号に定める情報等(以下、「本必要情報等」といいます。)を書面(以下、「買付説明書」といいます。)にてご提出頂くことといたします。

当社取締役会は、提出された買付説明書によっても本必要情報等の提供が不十分であると判断した場合には、大量買付者等に回答期限を付して必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。大量買付者等においては、当該期限までに本必要情報等を追加的に提供して頂くことといたします。なお、取締役会は、本必要情報等入手後、遅滞なく独立委員会に提供するものとします。

- イ. 大量買付者等およびそのグループ(共同保有者注8、特別関係者および(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の取引の経験、その結果等を含みます。)
  - ロ. 買付等の目的、方法および内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。)
  - ハ. 買付等の対価の価額の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。)
  - ニ. 買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
  - ホ. 買付等の後の当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
  - ヘ. 買付等の後における当社の従業員、取引先、地域社会等の利害関係者に対する対応方針
  - ト. 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
  - チ. その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- なお、当社取締役会は、大量買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく大量買付等を開始したと認めた場合、または下記③イ. ～ヘ. に該当すると判断した場合、独立委員会に本対抗措置の発動是非について諮問します。

③取締役会による本必要情報等の内容評価、買付者との交渉、代替案検討

当社取締役会は、大量買付等の評価の難易度に応じ、大量買付者等が当社取締役会に本必要情報等の提供を完了した日の翌日から60日間(対価を現金のみとする大量買付等の場合)若しくは90日間(その他の大量買付等の場合)を、取締役会による評価・検討、大量買付者等との交渉、取締役会としての代替案立案、取締役会による独立委員会への諮問および独立委員会からの勧告を受けて当社取締役会としての当該大量買付等に対する方針決定および意見表明のための期間(以下、「検討期間」といいます。)として設けることといたします。

取締役会が本必要情報等を検討した結果、下記イ. ～ヘ. に該当し、結果として当社企業価値を明らかに毀損し、または株主共同利益を侵害する大量買付等であると判断した場合は、その理由を添えて、独立委員会に対して本対抗措置の発動をすべきか否かを諮問し、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本対抗措置を発動することを決定することがあります。

また、取締役会は、検討の結果、必要に応じ、大量買付者等に対して、当社の企業価値・株主共同利益の確保および向上のために、買取提案の内容を改善するよう大量買付者等と交渉を行うか、当社取締役会の代替案を株主等に提示し、同時にこれらの内容について独立委員会へ報告するものとします。

【明らかに企業価値を毀損し、または株主共同利益を侵害すると認められる大量買付等】

イ. 下記に示す大量買付等

- (a) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買付等を行う場合
  - (b) 会社経営を一時的に支配して、会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買付等を行う場合
  - (c) 会社経営を支配した後、会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買付等を行う場合
  - (d) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買付等を行う場合
  - ロ. 強圧的二段階買収(最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付等の株式買付等を行うことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付等を行う場合
  - ハ. 大量買付者等による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等の利害関係者の利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同利益が著しく損なわれる場合
- ニ. 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付の方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等の利害関係者の処遇方針等を含みます。)が、当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合
- ホ. 大量買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- ヘ. 大量買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

#### ④独立委員会の勧告

本プランでは大量買付等が本プランに定められた手続に従ってなされたものであるかどうか、または本プランを遵守して大量買付等が行われている場合であっても当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として本対抗措置を発動するかどうか、発動した対抗措置を停止するかどうか、大量買付者等以外の者から新株予約権を取得するかどうかについて最終的には取締役会で決定することとしておりますが、取締役によって恣意的に運用されることがないように、当社経営陣から独立した社外者によって構成される独立委員会の勧告を経て実行することといたします。

なお、独立委員会は社外取締役1名、社外監査役1名と有識者1名で構成される予定であり、増淵 稔氏、小田木毅氏および手塚一男氏の3名が当社第214回定時株主総会で本プランが承認された後に就任する予定です。(なお、各委員の略歴については別紙2、独立委員会の委員選任基準、決議要件および決議事項等については別紙3に記載しておりますのでご参照下さい。)

独立委員会は、当社取締役会が、当該大量買付等が本プランに定める手続を遵守していないか、または上記③イ.～ヘ. に該当すると判断した場合には、当社取締役会の諮問により、本対抗措置の発動の是非について、以下の手続に従って当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記イ. またはロ. に定める勧告を行う場合、独立委員会が適切と判断した時点で、当該勧告の概要、その他独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。なお、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

イ. 独立委員会が本対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかったと判断した場合または大量買付者等の大量買付等の内容が上記③イ.～ヘ. に定める明らかに企業価値を毀損し若しくは株主共同利益を侵害するものであって、かつ、本対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役

会に対して、本対抗措置を発動することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本対抗措置の発動の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日(別紙1「新株予約権の概要 6. 新株予約権の行使期間等」をご参照ください。)の前日までの間、本対抗措置の発動の中止、または本対抗措置の発動として割り当てられた新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(a) 大量買付者等が大量買付等を中止・撤回した場合等により大量買付等が行われなくなった場合

(b) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者等による大量買付等が本プランに定める手続を遵守することになるか、または上記③イ.～へ.に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本対抗措置を発動すること若しくは本対抗措置の発動として割り当てられた新株予約権の行使を認めることが相当でない場合

ロ. 独立委員会が本対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、大量買付者等の大量買付等の内容が、本プランに定める手続に従ったものであり、かつ、上記③イ.～へ.に定める明らかに企業価値を毀損し若しくは株主共同利益を侵害するものとはいえないと判断した場合は本対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、当社取締役会に対して、本対抗措置を発動しないことを勧告するものとします。

但し、独立委員会は、一旦本対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大量買付者等による大量買付等が上記イ.の要件を充足することとなった場合には、本対抗措置を発動することを当社取締役会に勧告することができるものとします。

⑤取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対抗措置の発動または不発動について速やかに決定するものとします。なお、当社取締役会が本対抗措置の不発動の決議を行うまでの間、大量買付者等は大量買付等を行わないものとします。当社取締役会は、上記決定後速やかに、当該決定の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑥情報開示

当社は、大量買付者等が現れた事実、大量買付者等から買付説明書が提出された事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を報告した事実に加え、情報提供が完了した期日、検討期間開始日の開示を行うほか、意向表明書および買付説明書その他本必要情報等については証券取引所の規則等に従い、適切に情報開示を行うことといたします。

(3) 対抗措置の内容

大量買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式の大量買付等を行う場合または当社の企業価値・株主共同利益が毀損されるおそれがあると認められる場合、当社の取締役会は当該大量買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付し、かつ当該大量買付者等には権利行使を認めないとの行使条件を付した新株予約権(当該新株予約権の概要については、別紙1をご参照下さい。)を、取締役会の定めた基準日における株主に対して無償割当ての方法により発行すること(以下、「本対抗措置」といいます。)を決定することがあります。

3. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、第214回定時株主総会(平成25年6月27日開催予定)にて株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、平成28年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われた場合、本プランの内容をより明確化することが適切である場合、その他当社株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランの趣旨を変更しない範囲内で、本プランの内容を修正または変更することができるものとします。当社は、本プランの廃止または修正・変更がなされた場合には、その事実および内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### 4. 株主および投資家への影響

##### (1) 本更新が株主および投資家の皆様に与える影響

本更新にあたっては、新株予約権の無償割当ては行われなことから、株主および投資家の皆様に直接的な影響が生じることはありません。

##### (2) 本対抗措置の発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が、本対抗措置の発動として、株主割当による新株予約権の発行決議を行った場合には、当該決議において定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他下記(3)「新株予約権無償割当において株主の皆様がとることが必要な手続き等」の②に記載する新株予約権の行使手続をとらなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化されることになります。

但し、当社は、下記(3)「新株予約権無償割当において株主の皆様がとることが必要な手続き」の③に記載する手続により、非適格者((i)当社の株式の所有者およびその共同所有者、(ii)当社の株式の大量買付等を行う者およびその特別関係者、(iii)(i)および(ii)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けまたは承継した者、および(iv)(i)ないし(iii)の関係者を含めて大量買付者等に該当する場合における上記に掲げる者を意味します。ただし、当社の株式の買付等を行うことが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除きます。)以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がこの手続をとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みを行うことなく、当社株式を受領することとなるため、その保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じるものの、原則として保有する当社株式総数の価値の希釈化は生じません。

なお、一旦新株予約権の無償割当決議がなされた場合であっても、大量買付者等が大量買付等を撤回した等の事情がある場合、当社は、2.(2)④イ。但書に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当に係る権利落ち日の前々営業日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当の効力発生日後の新株予約権の行使期間開始日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損失を被る可能性があります。

##### (3) 新株予約権無償割当において株主の皆様がとることが必要な手続等

###### ①新株予約権の無償割当の手続

当社取締役会において、本対抗措置の発動として株主割当による新株予約権発行決議を行った場合、当社は割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主(以下「割当対象株主」といいます。)に対し、その有する当社株式1株につき1個の新株予約権が無償で割当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

###### ②新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、新株予約権の行使請求書その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。株主の皆様においては、割当期日以降、権利行使期間内で、かつ、当社が新株予約権の取得を決定するまでの間に、必要書類を提出して、新株予約権の行使に際して払い込まれるべき価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき割当決議にて定めた数の交付を受けることとなります。なお、新株予約権の行使の結果、交付される株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、行使期間開始日までに株式分割等の方法により予め調整を行うかまたは金銭処理を行うことがあります。

###### ③当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が、新株予約権に付された取得条項に基づき、対価として当社株式を交付することにより新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の株主から新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに当該取得

条項に従って当社株式を株主に交付いたします。この場合、交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、適用法令に従い金銭処理を行うことがあります。なお、これらの手続に際して、株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、新株予約権の割当方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

## 5. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、取締役会が自らの責任で株主共同の利益に適うか否か判断を行い株主に対して必要な情報開示を行うこと、対抗措置の発動に際して実質的な企業価値・株主共同利益の観点から取締役会が合理的に判断を行うこと、対抗措置を講ずる場合においても大量買付者等に金員等の交付を行わないこと等、企業価値研究会が平成20年6月30日に報告した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

### (2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的とすること

本プランは、大量買付等がなされる場合に当該買付に応じるべきかどうかを株主の皆様適切に判断していただくために、当社取締役会が大量買付者等から必要な情報を入手し、自ら提案内容を評価・検討し、代替案を含めた判断材料を株主に提供することを実現するものであり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的に合致しております。

### (3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、本プランについて株主の皆様のご意思を反映するために、第214回定時株主総会（平成25年6月27日開催予定）において、本プランについての承認を求める議案を提出して、当社株主の皆様のご意思をお諮りさせていただきます。また、上記3.「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、毎年の定時株主総会または定時株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの更新および廃止は、当社株主の皆様のご意思に基づくものということができます。

### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランにおける本対抗措置の発動・不発動の是非についての検討および当社取締役会への勧告を行う機関として独立委員会を設置します。実際に当社に対して大量買付等がなされた場合には、上記2.（2）「本プランの定める手続き」に記載したとおり、独立委員会が、当該買付等が本プランに定める手続を遵守しているか否か、および明らかに当社の企業価値を毀損または株主共同の利益を侵害するものではないかどうかについての実質的な判断と当社取締役会への勧告を行い、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様にご情報開示することとされており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

### (5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、当社取締役会による恣意的な本対抗措置の発動を防止するため、2.（2）「本プランの定める手続き」に記載のとおり、本対抗措置の具体的発動要件を定めており、実際の発動に際しては必ず独立委員会の判断と勧告を経ることとする等の仕組みを取り入れております。

### (6) 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さおよび客観性を担保しています。

(7) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

3. 「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載のとおり、本プランは、当社株式を大量に買付けた者が指名し株主総会で選任された取締役により構成された取締役会の決議によって廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としていることから、毎年定時株主総会を通じて本プランの廃止を決定すること可能となっております。

注1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されるものとします。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めたものを含みます。)

注3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されるものとします。

注4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されるものとします。

注5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されるものとします。

注6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されるものとします。

注7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されるものとします(当社取締役会がこれに該当すると認めたものを含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

注8 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当する者と認めたものを含みます。)

以上



## 新株予約権の概要

**1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件**

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の保有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で、新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

**2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数**

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社取締役会が基準日として定める日における当社普通株式の発行済株式総数と新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を1株として算出される新株予約権の目的となる株式の総数の和が当社発行可能株式総数を超える場合には、新株予約権の1個当たりの目的となる株式の数を1株に満たない数に調整することとし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うこととする。

**3. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)**

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

**4. 新株予約権の譲渡制限**

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

**5. 新株予約権の行使条件**

非適格者等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

**6. 新株予約権の行使期間等**

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が新株予約権発行決議において別途定めるものとする。

**7. 当社による新株予約権の取得**

- (1) 当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社取締役会の判断により、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社は、当社取締役会が別途定める日において非適格者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、その対価として、上記2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数の定めによって決定される新株予約権1個当たりの目的となる株式の数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることができるものとする。

**8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金**

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、当社取締役会が新株予約権発行決議において別途定めるものとする。

**9. 新株予約権証券の発行**

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

以上

当初の独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン更新時の独立委員会の委員は、以下の3名とします。

【氏名】 増渕 稔（ますぶち みのる）

【略歴】 昭和18年11月生

昭和41年 4月 日本銀行入行

平成 5年 5月 同行 営業局審議役

平成 6年 5月 同行 信用機構局長

平成10年 7月 同行 理事

平成14年 7月 日本アイ・ビー・エム株式会社特別顧問

平成16年 6月 日本証券金融株式会社 取締役社長

平成22年 6月 当社社外取締役（現職）

平成24年 6月 日本証券金融株式会社 取締役会長（現職）

※増渕氏は、当社第214回定時株主総会（平成25年6月27日開催予定）で社外取締役として選任予定です。

【氏名】 小田木 毅（おだぎ たけし）

【略歴】 昭和17年 9月生

昭和45年 4月 石井法律事務所入所 弁護士（現職）

平成14年 6月 雪印乳業株式会社社外監査役

平成16年 1月 有限責任中間法人食肉化学技術研究所（現一般社団法人食肉化学研究所）監事（現職）

平成19年 6月 財団法人東京水産振興会理事（現職）

平成20年 6月 月島機械株式会社第三者委員会委員長（現職）

平成21年10月 雪印メグミルク株式会社社外監査役（現職）

平成23年 6月 当社社外監査役（現職）

【氏名】 手塚 一男（てづか かずお）

【略歴】 昭和16年 4月生

昭和42年 3月 司法修習終了

昭和42年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）、兼子・岩松法律事務所入所

昭和47年 6月 米国コロンビア大学ロースクールLLM修了

昭和47年 7月 米国ニューヨーク市ホワイト・アンド・ケース法律事務所勤務

昭和48年10月 兼子・岩松法律事務所パートナー（現職）

平成 3年 4月 第二東京弁護士会副会長、日本弁護士連合会常務理事

平成 7年 5月 法制審議会商法部会・会社法部会委員

平成16年 4月 株式会社東京金融先物取引所規律委員会委員長

平成18年 3月 キリンビール株式会社社外監査役

平成19年 6月 旭化成株式会社社外監査役（現職）

平成19年 7月 キリンホールディングス株式会社社外監査役（現職）

平成21年 6月 株式会社東京金融取引所監査役

以上

## 独立委員会の概要

## 1. 委員

当社取締役会により委嘱を受けた当社社外取締役、当社社外監査役、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等、3名以上で構成される。当社取締役会は、必要あるときは、独立委員会の委員を解嘱し、または新たに委員を委嘱することができる。

## 2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、独立委員会の委員全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもってこれを行うものとする。

## 3. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた場合は、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について調査、検討、審議のうえ決定し、その決定の内容の理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の委員は、決定に当たり、当社の企業価値の最大化および株主共同利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自らまたは当社取締役の利益を図ることを目的としては行っていないものとする。

①本プランに定める大量買付等の存否

②大量買付者等が本プランに定める手続を遵守したか否か

③大量買付者等による大量買付等が、本プラン2.(2)③イ.～へ.に定める、明らかに当社の企業価値を毀損し、または株主の共同利益を侵害するものと認められるか否か

④当社取締役会が提案する代替案に関する意見表明

⑤本対抗措置の発動の可否および相当性

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等その他の専門家を含む。)の助言を得ることができる。

以上

## 大株主の状況

平成25年3月31日現在

| 順位 | 株主名                | 所有株式数(株)   | 発行済株式総数に対する所有株式の割合(%) |
|----|--------------------|------------|-----------------------|
| 1  | 新日鐵住金株式会社          | 11,504,640 | 7.07                  |
| 2  | 株式会社ハイレックスコーポレーション | 4,000,000  | 2.45                  |
| 3  | 東京ロープ共栄会           | 3,778,501  | 2.32                  |
| 4  | 横浜ゴム株式会社           | 2,671,218  | 1.64                  |
| 5  | CBHK-KSD-WOORI     | 2,591,000  | 1.59                  |
| 6  | 朝日生命保険相互会社         | 2,205,000  | 1.35                  |
| 7  | 東京製綱グループ従業員持株会     | 2,024,651  | 1.24                  |
| 8  | 日本生命保険相互会社         | 1,917,655  | 1.17                  |
| 9  | 株式会社日立製作所          | 1,900,000  | 1.16                  |
| 10 | 住友生命保険相互会社         | 1,808,000  | 1.11                  |

(注) 上記の他、当社は自己株式17,477,279株(10.74%)を所有しております。

以上





# 株主総会会場ご案内略図

東京都中央区日本橋三丁目6番2号  
日本橋フロント3階



東京メトロ銀座線・東西線「日本橋駅」B1出口より徒歩2分

JR「東京駅」より徒歩5分

都営浅草線「日本橋駅」より徒歩5分